

新販路開拓ツール活用補助金

自社製品又は自社サービスの新たな販路を開拓するために、**プロモーションツール**を活用した販促活動に取り組む企業等を応援します！

※一次産品、加工食品は対象外です。

※対象のサービスは、建設、設計、加工(食品以外)、情報通信、デザインに係るもののみです。

募集期間 【下期】平成29年8月1日(火)～8月31日(木)

20万円

補助上限額

2/3以内

補助率

チラシ・パンフレット製作



こんなことに使えます!!

ウェブサイト構築



こんなことに使えます!!

サンプル・ノベルティ製作



こんなことに使えます!!

マスメディア広告・
インターネット広告



こんなことに使えます!!

その他広告媒体



こんなことに使えます!!

DM・FAXDMサービス
and more!!



こんなことに使えます!!

※本補助金の詳細や、申請方法等は裏面及び募集要項を必ずご確認ください。

募集要項ダウンロード

http://niigata-ipc.or.jp/service/hojokin_shien/

【お問合せ先】

公益財団法人新潟市産業振興財団 ビジネス支援センター

〒950-8550 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 12階

TEL 025-226-0550 FAX 025-226-0555



事業の名称	新販路開拓ツール活用補助金	
補助対象者	以下の全てを満たすことが必要です。 ①新潟市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者 ②当財団の「IPCビジネスマッチングサイト」に会員登録している者 ③新潟市税の未納が無い者 ④募集要項記載【別表2】の①から④に掲げるいずれにも該当しない者	
補助対象事業	以下の全てを満たす事業が対象です。 ①自社製品又は自社サービスの販路開拓に係る取り組み。 ②プロモーションツールを活用した販促活動を実施するまでの一連の取り組み。 ③補助対象期間内に、対象事業が完了すること。 ④以下に該当しないこと。 ア 本事業期間内に、同一の内容で国(独立行政法人を含む)、地方自治体または他の団体から補助金等の交付その他助成を受けている、または受けることが決まっている イ 事業内容が公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがある、公的な支援を行うことが適当でないと認められる ※対象にならない製品・サービスがあります。詳しくは募集要項をご確認ください。	
補助内容	補助率	補助対象経費の3分の2以内 (ただし、過去5年以内に本補助金制度等を利用したことがある者は2分の1以内)
	補助上限額	20万円
	補助対象期間	【下期】交付申請日～平成30年2月28日(水)
補助対象経費	ア ツール制作費用 イ ツール利用費用 ウ その他の経費 ※詳しくは募集要項をダウンロードし、ご確認ください。	
募集期間	下期:平成29年8月1日(火)～平成29年8月31日(木)午後5時30分	
事業の主な流れ		



事業の詳細や、申請に必要な書類など詳しくは「募集要項」をダウンロードしてご確認ください。

http://niigata-ipc.or.jp/service/hojokin_shien/

【問合せ先】

公益財団法人 新潟市産業振興財団(新潟IPC財団)ビジネス支援センター
〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 12階
TEL:025-226-0550 FAX:025-226-0555 E-mail:info@niigata-ipc.or.jp